

# 豊田市つながる拠点づくり計画

－ 豊田市立地適正化計画 －

## 概要版【届出編】

都市再生特別措置法に基づき、「豊田市立地適正化計画」に定める都市機能誘導区域外における誘導施設の開発・建築等を行う場合や、都市機能誘導区域内の誘導施設を休廃止する場合、また、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅等の開発・建築等を行う場合は、着手の30日前までに届出が必要です。

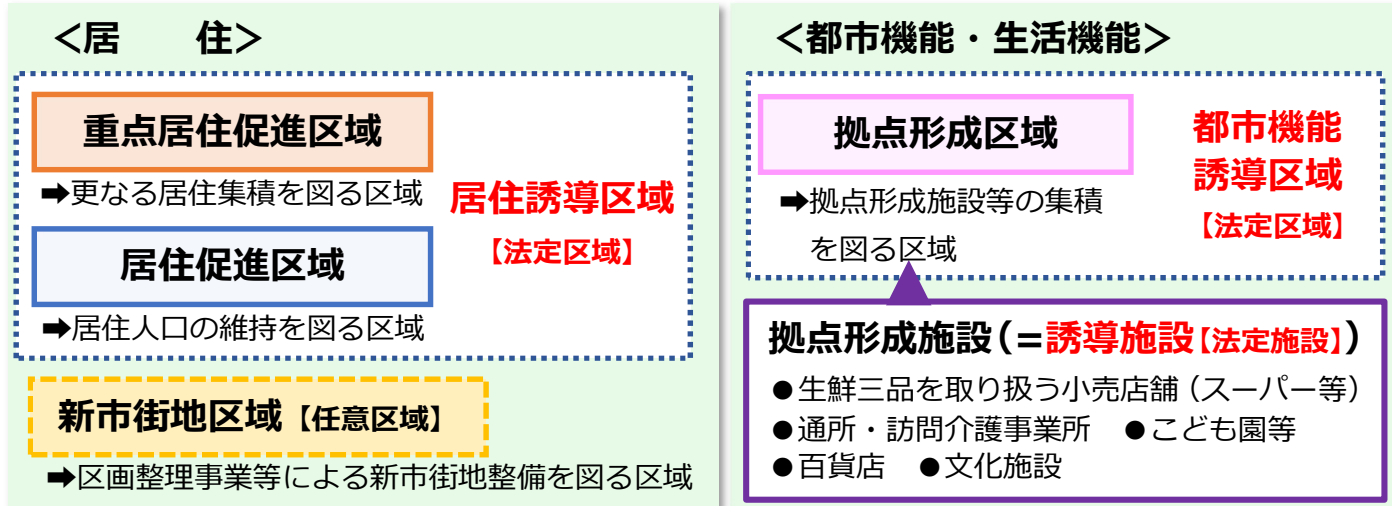
### 1 届出制度の目的

※対象区域外での開発行為や建築行為等を制限するものではありません

- 拠点形成施設の立地の動向に関する情報収集
- 本計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて計画実現に向けた施策を検討
- 施策展開等に関する事業者等への情報提供の機会として活用

### 2 各種区域及び拠点形成施設の設定

本市の立地適正化計画では、重点居住促進区域など4種類の区域を設定しています。届出制度の対象区域は、都市再生特別措置法における「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」とされており、以下にその関係を示します。あわせて、都市機能誘導区域に集積する「誘導施設」を示します。



#### <拠点形成施設の定義>

- スーパー等 : 生鮮三品 (魚・肉・野菜) の全てを取り扱うもので、店舗面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の店舗
- 通所介護事業所 : 「第1号通所・訪問事業及び第1号生活支援事業における通所・訪問事業 (介護保険訪問介護事業所 法第115条の45第1項)」に係るサービスを提供する事業所
- こども園等 : ①保育所 (児童福祉法第39条第1項)、②幼稚園 (学校教育法第1条)、③認定こども園 (認定こども園法第2条第6項) 及び幼保連携型認定こども園 (同条第7項)、④小規模保育 (児童福祉法6条の3第10項)、⑤事業所内保育事業 (児童福祉法6条の3第12項) を行う施設、⑥認可外保育施設
- 百貨店 : 商業統計調査の産業分類表に基づく百貨店
- 文化施設 : 文化施設のうち都心における中央施設 (美術館、博物館、中央図書館、コンサートホール、能楽堂、産業文化センター、総合体育館)





### 3 届出対象

#### (1) 住宅

##### 【届出の対象となる行為】

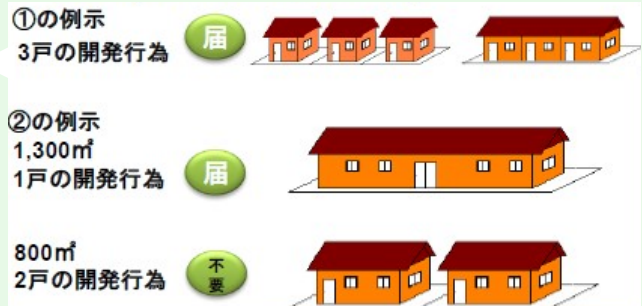
- 重点居住促進区域及び居住促進区域（【法定】居住誘導区域）外で行う、以下の開発行為及び建築行為等（都市計画区域外は除く）

##### 開発行為

- ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

##### 建築行為等

- ①3戸以上の住宅を建築しようとする場合
- ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



#### (2) 拠点形成施設（【法定】誘導施設）

##### 【届出の対象となる行為】

- 拠点形成区域（【法定】都市機能誘導区域）外で行う、以下の開発行為及び建築行為等（都市計画区域外は除く）

##### 開発行為

- 拠点形成施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

##### 建築行為等

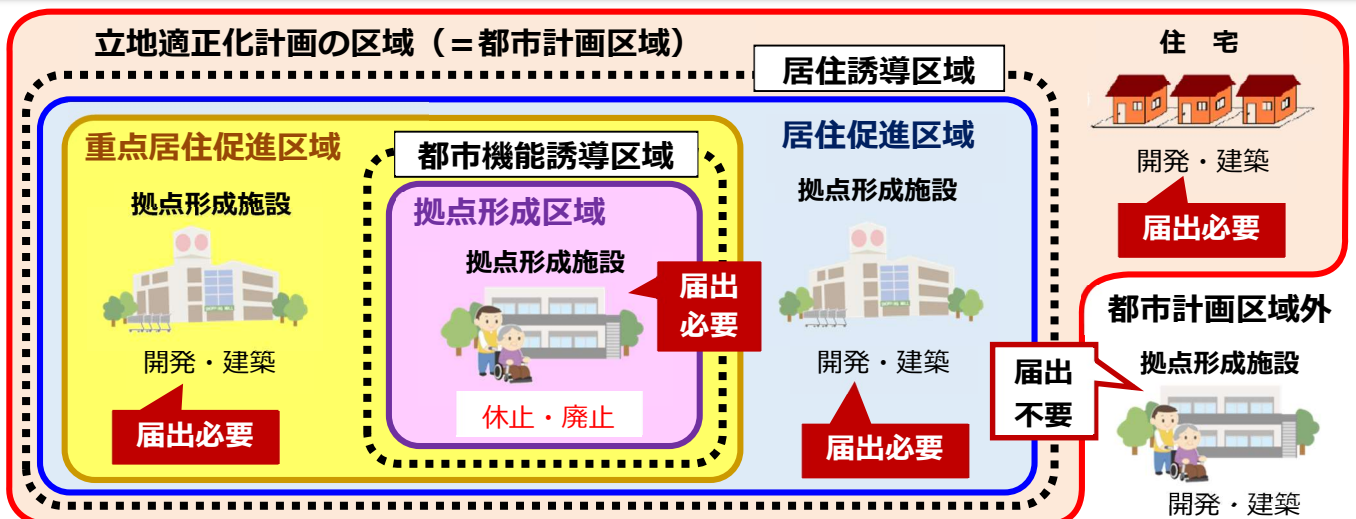
- ①拠点形成施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、拠点形成施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、拠点形成施設を有する建築物とする場合

- 拠点形成区域（【法定】都市機能誘導区域）内における拠点形成施設の休止・廃止

<拠点形成施設と届出の対象となる区域の関係> ○:届出必要 ×:届出不要

		スーパー等	通所介護事業所 訪問介護事業所	こども園等	百貨店	文化施設
拠点形成区域 (都市機能誘導区域)内	都心	×	×	×	×※	×※
	都心以外	×	×	×	○	○
拠点形成区域(都市機能誘導区域)外		○	○	○	○	○
都市計画区域(立地適正化計画の区域)外		×	×	×	×	×

※百貨店・文化施設は、中心市街地活性化基本計画の区域外では届出が必要



## 4 届出に必要な書類

- 開発・建築行為等の着手日の30日前までに届出が必要
- 下記の届出書類一式を都市計画課に提出。提出部数は1部

### 住宅・拠点形成施設の開発・建築行為等に関する届出書類

#### 開発行為の場合

届出書 【住宅】様式1 【拠点形成施設】様式4

添付図書

①位置図（縮尺 1,000 分の 1 以上）

：当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示した図面

②土地利用計画図（縮尺 100 分の 1 以上）

：予定建築物等の敷地の形状及び用途を表示した図面

③その他参考となる事項を記載した図書

#### 建築等行為の場合

届出書 【住宅】様式2 【拠点形成施設】様式5

添付図書

①位置図（縮尺 1,000 分の 1 以上）

②配置図（縮尺 100 分の 1 以上）：敷地内における建築物の位置を表示した図面

③平面図・立面図（縮尺 50 分の 1 以上）：各階平面図及び建築物の2面以上の立面図

④その他参考となる事項を記載した図書

#### 届出内容を変更する場合

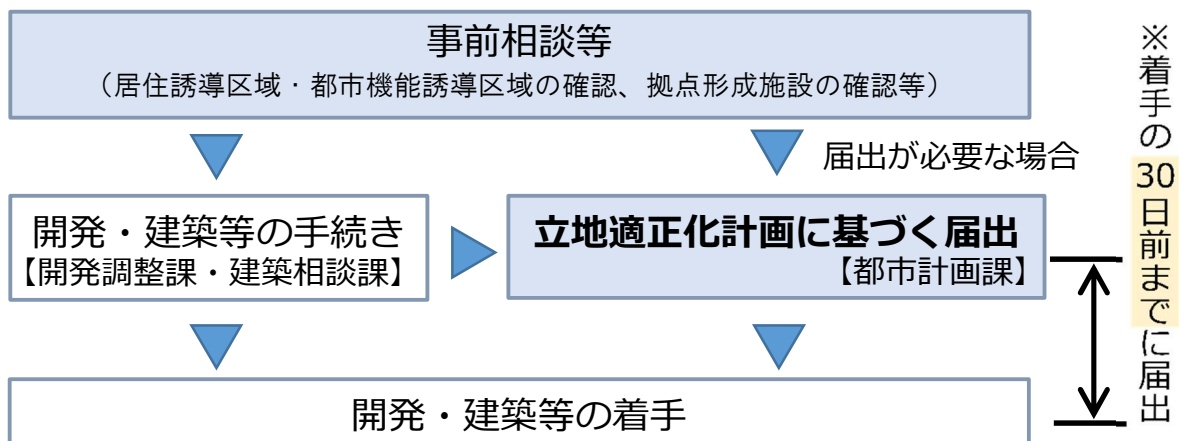
届出書 【住宅】様式3 【拠点形成施設】様式6

添付図書 上記の変更図面

#### 施設を休止・廃止する場合 ※拠点形成施設のみが対象

届出書 様式7

## 5 手続きの流れ



## 6 窓口（計画に関するお問い合わせ）

企画政策部 都市計画課（豊田市役所南庁舎4階）

電話：0565-34-6620

Eメール：toshikei@city.toyota.aichi.jp